

防衛省設置法等の一部を改正する法律要綱

(傍線部分は、今回施行期日を定める部分)

第一 防衛省設置法の一部改正

一 防衛省の所掌事務に、所掌事務に係る国際協力に関することを追加すること。(第四条関係)

二 自衛官の定数を改めること。(第六条関係)

三 内部部局の所掌事務、官房長及び局長並びに防衛装備庁長官と幕僚長との関係並びに統合幕僚監部の所掌事務に関する規定を改めること。(第八条、第十二条及び第二十二条関係)

四 技術研究本部及び装備施設本部を廃止すること。(第二十九条及び第三十条関係)

五 防衛省の外局として防衛装備庁を置き、同庁の長官、任務、所掌事務及び職員について定めること。
(第三十五条から第三十八条まで関係)

六 防衛装備庁の設置等に伴う所要の規定の整備を行うこと。

第二 防衛省設置法の一部改正

自衛官の定数を改めること。(第六条関係)

第三 自衛隊法の一部改正

一 防衛装備庁の設置並びに技術研究本部及び装備施設本部の廃止に伴い、防衛装備庁の職員である隊員（幹部隊員及び自衛官を除く。）の任用等は、防衛装備庁長官又はその委任を受けた者が行うこととする等所要の規定の整備を行うこと。（第二条、第五条、第三十一条、第三十一条の二、第三十一条の五、第三十一条の六、第三十六条の六、第四十八条の二、第六十五条の四、第六十五条の八及び第一百条の二関係）

二 航空自衛隊の航空総隊南西航空混成団に第九航空団を新編することに伴い、航空混成団の編成等に関し所要の規定の整備を行うほか、第九航空団司令部の名称及び所在地を規定すること。（第二十条、第二十条の八及び別表第三関係）

三 即応予備自衛官の員数を改めること。（第七十五条の二関係）

第四 自衛隊員倫理法の一部改正

防衛装備庁の設置に伴う所要の規定の整備を行うこと。（第五条から第二十四条まで関係）

第五 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するほか、必要な施行期日を定めるものとすること。(附則第一条関係)

二 関係法律について所要の改正を行うこと。(附則第二条から第八条まで関係)